

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、企業経営の適法性と効率性を確保する観点からコーポレート・ガバナンスの強化、充実が経営上の最優先課題と位置付け、経営の透明性を高め、経営環境の変化に迅速かつ的確に対応できる組織体制やしきみを整備し、利益を最大限確保してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1-2-2】

当社は株主が株主総会議案の十分な検討時間を確保することができるよう、法定期日より2日前倒し株主総会開催日より中16日前に、招集通知を送付しています。

TDnetや自社ウェブサイトへの掲載は、発送日の翌営業日の午前中に行っています。これは、郵便により招集通知を受け取る株主と電子的方法により招集通知を閲覧する株主が情報を得るタイミングを揃える方針によります。次期以降、株主がより十分な検討時間を確保できるよう、招集通知の発送日前のTDnetや自社ウェブサイトへの掲載を検討します。

【補充原則1-2-3】

当社は、株主への正確な情報提供を行うという観点、及び、十分な監査期間を確保するという観点から、適切な株主総会関連の日程を設定しています。限られた人員で決算業務を行っており、株主総会開催日の前倒しは困難な状況にあります。

このような状況から、当社は、いわゆる集中日に株主総会を開催しています。当面は、現行の集中日開催を継続することが見込まれますが、株主総会は株主との建設的な対話における重要な場であることを認識し、より多くの株主に出席していただけるよう日程の設定について検討します。

【補充原則1-2-4】

当社は、第2四半期末及び期末に、当社株主における機関投資家及び外国人株主の持株比率を把握しています。少数株主を含むすべての株主にとってより利便性の高い議決権行使環境の整備をめざし、次期以降、招集通知の発送日前のTDnetや自社ウェブサイトへの掲載を検討します。

議決権行使プラットフォームにつきましては、採用を検討した結果、コスト面を勘案し、現状の株主構成では、採用しない方針であります。今後、さらに機関投資家の重要性が増し方針を転換する場合には、議決権行使プラットフォームを含め、議決権行使を容易にする為の環境整備に努めます。

また、招集通知の英訳につきましては、人員・コスト面から費用対効果を鑑み、現状の株主構成では、対応しない方針です。今後、外国人株主の比率が上昇し方針を転換する場合には、招集通知の翻訳・確認等にかかる人員を採用または育成し、英語による情報提供により、外国人株主への十分な平等性を確保します。

【補充原則2-5-1】

当社は、違法行為の未然防止または違法行為発覚時のリスクの削減を図るため、社員が万が一社内で違法行為を発見した場合、その内容を通報する専用窓口を設けています。

通報窓口は、管理本部総務部総務課であり、経営陣から独立した窓口ではありませんが、公益通報者保護規程により、通報者の保護、守秘義務を定め、遵守しています。

【補充原則3-1-2】

英語での情報開示につきましては、人員・コスト面から費用対効果を鑑み、現状の株主構成では、対応しない方針です。今後、外国人株主の比率が上昇し方針を転換する場合には、招集通知や決算短信の翻訳・確認等にかかる人員を採用または育成し、英語による情報提供により、外国人株主への十分な平等性を確保します。

【原則4-8】

社外取締役の選任にあたりましては、経営に携わった経験や会計等の専門知識に基づく監督機能を持ち、客観的・中立的な立場から経営全般に対する適切な助言が期待でき、一般株主と利益相反が生じるおそれのない人物を選任することを基本的な方針としております。

当社は、このような資質を持つ独立社外取締役1名を選任しています。社外取締役は、経営の成果および経営陣のパフォーマンスを随時検証および評価し、高い監督機能を果たすとともに、全ての株主共同の利益を目指す観点から、当社の経営全般に対する助言及び意見表明を行っています。現時点では、上記方針に相応しい候補者を複数名推挙するには至っておりませんが、複数の適任者の選任に向け今後も独立社外取締役候補者の確保に努めてまいります。

【補充原則4-10-1】

当社は監査役会設置会社であり、独立社外取締役が取締役会の過半数に達していません。現在、独立社外取締役を主要な構成員とする任意の諮問委員会等は設置していませんが、経営陣幹部・取締役の指名・報酬につきましては、それぞれの方針・手続きに基づき、独立社外取締役の助言を得て適切に決定しております。

今後、経営陣幹部・取締役の指名・報酬などに係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため、最も適切な形態を検討してまいります。

【補充原則4-11-3】

取締役会は、毎年、各取締役による自己評価を参考に取締役会の実効性の年度分析・評価を実施し、その結果の概要を開示することに関し、その方法等を検討します。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4】

・政策保有に関する方針

当社は、取引先との安定的で長期的な取引関係の維持・強化の観点から、当社の中長期的な企業価値向上に資すると判断される場合に株式の政策保有を行う方針であります。

管理本部は、保有する全ての政策保有株式について、業績及び株価、配当等の状況を日々監視し、株式市場の低迷による減損リスクを回避しています。その分析をもとに、取締役会は、毎年取引関係の維持・強化によるシナジー効果について、将来の見通しを総合的に判断した上で、適宜、政策保有株式を選定し、中長期的な経済的合理性を維持します。保有のねらいについては、有価証券報告書において全銘柄の株式数、貸借対照表計上額及び保有目的を記載しています。

政策保有株式の議決権の行使については、投資先の経営方針および投資先との関係性を踏まえた上で、当社の企業価値向上に資するものであるか否かを総合的に判断し、適切に行使します。

【原則1-7】

当社が当社役員と取引を行う場合には、取締役会規程に基づき、取締役に付議し、承認を得ています。なお、取引の条件については、第三者との取引と同様の条件で決定しております。

当社が主要株主等と取引を行う場合には、職務権限規程に基づき、必要な審議・承認を得ています。なお、取引の条件については、第三者との取引と同様の条件で決定しております。

関連当事者間の取引があった場合、その内容は有価証券報告書に記載しています。

【原則3-1】

(1)会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

・経営理念

私達は、よりよい製品づくりに情熱と愛情を注ぎ、常にお客様とお取引先の皆様に感謝を忘れず、信頼の輪を広げ、企業責任遵守、社会還元を果たします。この価値を共有し、会社並びに社員の成長を成し遂げます。

・会社の目指すところ

共立印刷は、「より美しく、より速く、より安く」印刷物を提供することで、顧客の成長を支え、共に成長する印刷会社であることを目指しています。共に立つという社名には、「顧客や取引先、従業員と共に成長しよう」という願いを込めています。常に顧客の新たなニーズを先読みし、より高い品質の印刷物を提供するために、生産設備や体制を変革するとともに機械メーカーや仕入先と設備や材料を改良し、持続的かつ長期的な成長をめざしています。

・経営戦略・経営計画

当社は、総合印刷会社として全産業と取引を行っています。経営陣は、刻一刻と変化する市場の動向を見極め、機動的な舵取りを行うために、毎週、全部門の幹部が参加する部門横断型のプロジェクトを行っています。プロジェクトでは、全顧客の動向や現状の課題に関する情報共有を行い、経営陣はその内容を踏まえて、事業戦略を策定しています。戦略は各部門の幹部から各部門に伝達しています。

直近の経営計画については、決算説明会でその内容を説明し、資料を自社ウェブサイトに掲載しています。

(2)コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

本報告書「1-1. 基本的な考え方」に記載のとおりです。

(3)取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

・経営陣幹部・取締役の報酬の決定方針

当社の役員報酬は、業績と連動しない基本報酬と、業績目標の達成度等によって変動する業績連動報酬で構成され、その水準については、国内の同業他社等と比較の上、当社の業績や規模に見合った水準を設定する方針です。

・経営陣幹部・取締役の報酬の決定に関する手続

取締役の報酬は、株主総会が決定した報酬総額の限度内(年額5億円)において取締役会で決定します。報酬については、業績その他の理由により、必要に応じて取締役会の決議に基づき、減額の措置をとります。

取締役の賞与は、会社の営業成績に応じて、取締役および監査役に区分し、株主総会の決議を経て決定します。役員賞与の配分は、取締役会並びに監査役の協議により決定します。取締役賞与の配分は、取締役としての個々の業務執行状況を評価して決定します。

・経営陣幹部・取締役に対するインセンティブ

当社の取締役(非常勤取締役を除く。)に対して、株式報酬型新株予約権を発行しています。取締役の報酬と、当社の業績および株式価値との連動性を強め、株価上昇によるメリットと株価下落によるリスクを取締役が株主の皆様と共有することにより、中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めています。

(4)経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

・経営陣幹部の選任・取締役候補の指名の方針

優れたリーダーシップの実績、高い倫理観、遵法精神、事業に関する豊富な知識・能力を総合的に判断し、当社の発展を牽引できる人物を選定・指名します。

・監査役候補の指名の方針

当社事業に関心を持ち、中立・客観的な視点から監査を行い、経営の健全性確保に貢献できる人物を指名します。

・経営陣幹部の選任、取締役・監査役候補の指名の手続き

代表取締役会長(GEO)及び代表取締役社長(COO)が作成した人事案を取締役に付議し、社外取締役や監査役会による評価を判断材料とし、議論した上で決定します。

(5)経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明

役員略歴については、株主総会参考書類及び有価証券報告書において開示しています。なお、社外取締役候補及び社外監査役候補については、指名理由についても、株主総会参考書類及び有価証券報告書において開示しています。

【補充原則4-1-1】

取締役会規程及び職務権限規程において、取締役会で決議すべき事項を明確に定めています。それ以外の事項については、職務権限規程の定めに従い、代表取締役社長(COO)及び統括役員に権限を委譲しています。

【原則4-9】

当社の独立性の判断基準は、東京証券取引所が定める独立性基準に準拠しております。

【補充原則4-11-1】

・取締役の選任に関する方針

当社は、創業からの経営理念の実現と企業としての持続的成長を両立するために、取締役会全体として熱意・能力・経験・見識の多様性を確保しながらも、少数精鋭で機動性の高い体制を確立することを取締役の選任に関する方針としています。

また、当事業の経験や会計等の専門性に富む社内役員と、独立・中立の立場で経営を監督し意見表明を行う社外役員のバランスを保ち、社内取締役4名、社外取締役1名の体制を採用しています。

・取締役の選任に関する手続き

取締役は、定款で定める15名以内の人数において、株主総会で選任します。選任決議は、議決権を行使できる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席する株主総会で、その議決権の過半数をもって選任します。

また、取締役会の決議によって代表取締役を選定し、代表取締役の中から最高経営責任者（CEO）および最高執行責任者（COO）を定めています。

【補充原則4-11-2】

・他の上場会社の役員の兼任状況

監査役窪川秀一氏は、上場会社4社の監査役を兼任しています。直近事業年度において、監査役窪川秀一氏は、取締役会開催12回中10回、監査役会開催12回中11回出席し、適意意見表明しており、その役割・責務を十分に果たしています。

その他の役員は、他の上場会社の役員を兼任していません。

【補充原則4-14-2】

役員に対するトレーニングは、取締役事務局及び監査役事務局が中心となり、各役員の役職・責務に応じたトレーニング計画を策定し、就任時及び就任後の継続的かつ有用な知識習得の機会を提供する方針です。

就任時には、新任役員に必要な役割・責務に関する説明や、会社の事業・財務・組織等に関する研修を行うと共に、特に社外役員に対しては当事業の主幹である工場見学を実施しています。就任後は、時事の重要事項について情報を提供するとともに、当社の費用負担で外部の研修の機会を提供しています。

なお、全社員参加型のプロジェクトや幹部研修において、他の役員や従業員と情報交換を行う機会を提供しています。

【原則5-1】

当社は、公平かつタイムリーなIR活動の継続を心がけており、定期的に株主との対話の場を設け、株主の意見を尊重することを、「株主との対話に関する方針」としております。

・IR担当部署

株主との対話は、IR担当責任者である取締役管理本部長が責任者となり、IR担当部署である情報開示課が補助しています。

・対話の場

機関投資家及びアナリストと経営陣との対話の場として、期末及び第2四半期末に決算説明会を開催しています。決算説明会では、経営陣が、経営理念や企業風土を説明し、当期の業績分析を行った上で、中長期計画やその実現に向けた今後の戦略について説明しています。説明会後は、質疑応答の時間を設けるとともに、アンケートへの記載をお願いして、機関投資家及びアナリストとの対話を重視しています。決算説明会資料については、自社ウェブサイト上で公表しています。

また、第2四半期には、決算説明会と併せて工場見学会を実施し、当社の強みであり事業の根幹となる設備の状況を伝えています。工場見学に参加できない方については、工場案内DVDを制作して配布しています。

・個別の対話

機関投資家及びアナリストから面談の依頼があった場合、IR担当責任者及びIR担当部署が、個別の面談に応じています。また、株主からの電話による意見や質問があった場合、IR担当責任者及びIR担当部署が対応しています。

・フィードバック

株主との対話で得られた意見は、IR担当責任者から経営陣及び関係部署に適切なフィードバックを行い、双方向のコミュニケーションを目指しています。

・対話におけるインサイダー情報の管理

「インサイダー取引防止規程」において、役職員の行動基準を定めており、インサイダー情報は厳格に取り扱っています。万が一、株主との対話の中で、将来予測情報に関わる質問が出た場合は、情報公開後に、再度面談または電話での説明を行う旨を伝えています。

【原則5-2】

・収益計画の基本的な方針

当社は、顧客のために、「より美しく、より速く、より安く」印刷物をお届けする印刷会社を目指し、厳しい業界環境に対し、部門及び案件ごとの正確な収益分析及び緻密な工場稼働計画を基礎に、そこで得た課題を社内体制の変革に繋げ利益を確保することを、収益計画の基本的な方針としています。

・資本政策の基本的な方針

当社は、顧客満足の徹底をめざし、より最適な設備及びサービスを整えるための事業計画に基づいて、必要となる十分な資金を確保するとともに、資本構成を安定的に維持することを、資本政策の基本的な方針としています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
(株)ウエル	6,279,200	12.91
東京インキ(株)	2,190,000	4.50
(株)小森コーポレーション	2,030,000	4.17
共栄会	1,614,500	3.32
野田 勝憲	1,482,600	3.05

井奥 貞雄	1,160,000	2.39
日本マスタートラスト信託銀行(株)(信託口)	1,151,000	2.37
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口)	1,142,200	2.35
(株)桂紙業	1,060,000	2.18
サカタインクス(株)	1,000,000	2.06

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	その他製品
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
藤本 三千夫	他の会社の出身者													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
藤本 三千夫	○	—	紙専門商社の役員としての経験・見識に基づく経営の監督及び経営全般に対する助言を期待しうる方であり、当社のコーポレート・ガバナンス及び経営の強化に寄与していただきたく選任しました。 株主、投資家からの信頼を確立するための客観的な独立性があると判断し、独立役員に選任しました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
------------	--------

定款上の監査役の員数	4名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役会は、会計監査人から決算期の監査報告書及び各四半期レビューの説明を受けるほか、定期的に情報交換を行っております。
また、監査役会は、業務執行の状況を把握するために原則3ヶ月に1度、内部監査室より内部監査状況の報告を受け、常勤監査役は、必要の都度内部監査室長からヒアリングし、意見交換を行っております。業務監査につきましては、監査役は内部監査室の業務監査年間予定計画を監査役会において確認の上、監査項目、監査日程等の調整を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
川尻 建三	他の会社の出身者													
窪川 秀一	公認会計士													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
川尻 建三		——	製造会社の役員としての経験及び知識を發揮していただきたく選任しました。
窪川 秀一	○	——	コーポレートガバナンス強化の一環として、予てより知遇を得ていた同氏の公認会計士として培った豊富な知識及び経験を發揮していただきたく選任しました。 また、同氏は会計上の専門的な知識を保有され、永年上場会社の監査業務も経験されております。株主、投資家からの信頼を確立するための客観的な独立性があると判断し、独立役員に選任しました。

【独立役員関係】

独立役員の数	2名
--------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明 **更新**

本報告書「1-1. 基本的な考え方 コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示 【原則3-1】(3)」に記載のとおりです。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、従業員

該当項目に関する補足説明

業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めるとともに、株主を重視した経営を一層推進することを目的として、取締役及び従業員を付与対象者として選定しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬)の開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

取締役報酬については、有価証券報告書において全取締役の総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方
針の有無 **更新**

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

本報告書「1-1. 基本的な考え方 コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示 【原則3-1】(3)」に記載のとおりです。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役の職務のサポートは、取締役会事務局が、社外監査役の職務のサポートは、監査役会事務局が行っております。取締役会事務局及び監査役会事務局に専任者はおりませんが、その職務は、当社のコンプライアンス業務を所管する総務部総務課が兼務しております。また、監査役は、業務監査において必要の都度、内部監査室の補助を受けております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

<業務執行>

当社では、監査役設置会社という枠組みの中で、意思決定の迅速化を図るため執行役員制度を平成13年から導入しており、現在の経営体制は取締役5名、執行役員3名であります。平成26年度における取締役会の開催は12回、平均出席率は、取締役97.9%、監査役94.4%となっております。

取締役会の日程につきましては、期初に年間スケジュールを作成することにより、社外役員が予定を組み易いようにしております。

また、経営改善委員会の下、取締役、執行役員、本部長、部長クラスをメンバーとする全社収益向上プロジェクト、品質保証プロジェクトの活動が、当社の収益確保に向けた業務執行において重要な役割を担っております。

<監査・監督>

当社の監査役は3名で、2名が社外監査役であり、製造会社役員や財務・会計に関する知見を有しております。平成26年度においては、監査役会は12回開催され、出席率は97.2%であります。監査役は、取締役会への出席、工場・営業所等の往査、管理部門及び子会社ヒアリング等を実施しております。

内部監査室から3ヶ月に1度監査役会において、内部監査の実施状況の報告を受けるほか、必要の都度情報交換を行っております。また、会計監査人からは、決算期の監査報告書及び各四半期レビューの説明を直接受けるほか、定期的に情報交換を行っております。

監査役機能強化の取り組みとして、総務部総務課が監査役会事務局の職務を兼務し、また、必要の都度、内部監査室が、監査役の業務監査の補助をしております。

以上のことから、業務執行及び経営監査・監督機能の客観性及び中立性が確保されていると考えているため、現状の体制を採用しております。

<独立役員の確保の状況>

独立役員を社外取締役より1名、社外監査役より1名選任しております。社外取締役藤本三千夫氏は、紙専門商社の役員としての経験・見識に基づく経営の監督及び経営全般に対する助言を期待しうる方です。社外監査役窪川秀一氏は、会計上の専門的な知識を保有され、永年上場会社の監査業務も経験されております。株主、投資家からの信頼を確保するための客観的な独立性があると判断し、独立役員に選任しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査役会設置会社であり、2名の監査役が社外監査役であります。社外監査役は、経営全般に関し独立した機関として常に中立・公正な立場で取締役の職務執行状況を監査し、取締役会をはじめとする会議において積極的な提言を行っております。このことから、経営監視機能の

客観性、中立性は確保されていると認識しております。

さらに、コーポレート・ガバナンスの一層の向上・強化を図るため、平成27年6月26日開催の定時株主総会において、新たに社外取締役1名を選任しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
電磁的方法による議決権の行使	平成17年度決算に係る平成18年6月開催の定時株主総会から電子投票制度を採用し、株主の議決権行使の円滑化に取り組んでおります。
その他	招集通知のホームページ掲載：平成18年度決算に係る平成19年6月開催の定時株主総会から招集通知を当社ホームページに掲載し、株主が招集通知をパソコン等からも確認できるようにしております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト・機関投資家に向けて、年に2度、決算説明会を実施しております。 参加人数は、40名程度です。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、四半期決算短信、適時開示資料、有価証券報告書、四半期報告書、事業報告書、中間事業報告書、招集通知、決議通知、決算説明会資料、FACT BOOK	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当役員：取締役 管理本部長 佐藤 尚哉 IR担当部署：管理本部 経理部 情報開示課	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、人と地球に優しい企業を目指しており、地域社会や地球環境に配慮した経営を行っております。その一環として、2004年3月に印刷工場にてISO14001認証を取得、2008年4月にプライベートマーク認証を取得、2008年7月にFSC CoC認証を取得、2013年2月にISO27001認証を取得しております。また、2005年9月には、第4回印刷産業環境優良工場表彰にて経済産業大臣賞を受賞いたしました。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

<基本的な考え方>

当社は、業務の有効性・効率性及び法令・定款等の遵守という目的を実現するために、統制環境、リスク評価と分析、情報伝達、監視活動を構成要素とする内部統制が必要不可欠のものであると考えております。

<整備状況>

当社は、平成18年5月15日の取締役会において「内部統制システム構築の基本方針」を決議しており、その後の整備状況を踏まえ、平成20年3月17日の取締役会決議、平成27年5月12日の取締役会決議において改訂しております。

つきましては、その決議の全文を記載します。

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり、内部統制システム構築の基本方針を定める。

- 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - 法令等遵守の重要性に鑑み、「コンプライアンス基本方針」の周知徹底に努める。
 - 法令及び当会社の規模・業務を踏まえた取締役会付議・報告基準を整備し、当該付議・報告基準に則り会社の業務執行を決定する。
 - 代表取締役及び業務統括取締役は、社内規程に則り取締役会から委任された会社の業務執行の決定を行うとともに、上記取締役会の決定及び社内規程に基づき業務を執行する。
 - 全役職員に対して、法令等に関する知識の習得及び遵守の徹底を図るため、研修を実施する。
 - 法令上疑義のある行為について、従業員が直接相談・情報提供できる公益通報窓口（社員ホットライン）を有効活用し法令定款違反行為の未然防止に努める。
 - 「財務報告基本方針」の着実な運用を図ることにより、財務報告の信頼性を確保しうる体制の整備運用に努める。
 - 市民社会の一員として、反社会的勢力に対して組織全体として毅然たる態度で対応し、反社会的勢力とは取引関係その他一切関係を持たない社内体制を構築する。
- 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に対する体制
 - 文書管理規程を定め、総務部が株主総会議事録、取締役会議事録等取締役の職務執行に係る文書を一括・集中して保存・管理する。
 - 総務部は、取締役、監査役及び会計監査人等が必要に応じ適宜閲覧、謄写できるように管理する。
 - 上記文書の保存・管理状況については、監査役の監査を受ける。
- 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - 連結子会社を含むグループ全体のリスク管理基本方針を策定し、この方針に添ったリスク管理体制を整備構築する。
 - 全社的なリスクの洗い出しを行い、各リスクの性格・影響等の分析を行ったうえで、個々のリスクへの対応策を作成する。
 - 地震等の不測の事態が発生した場合に備え、役職員の緊急安否確認システムを導入するとともに緊急時社内体制を整備する。
- 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - 取締役は、各種プロジェクトを通じて、全役職員が共有する全社の目標の浸透を図り、その進捗状況の管理を行う。
 - 取締役の任期を1年、かつ執行役員制度を導入し取締役の員数を少なくすることにより、経営上の重要課題に迅速かつ適切な決定を行いうる業務執行体制を確保する。
- 当該株式会社並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正化を確保するための体制
 - 関係会社管理規程を定め、一定案件は当会社の事前承認を必要とするとともに子会社管理の所管部門である財務部の総括の下、関係各部門がそれぞれ担当する子会社の業務について指導・監督を行う。
 - 子会社の取締役及び監査役を当会社から派遣し、取締役は子会社の取締役の業務執行を監視・監督し、監査役は子会社の業務執行状況を監査する。
 - グループのリスクについては、リスクマネジメント委員会において定期的に協議を行い、グループ全体でリスクの把握および管理を図る。
 - 当会社の常勤監査役と子会社の監査役は、定期的に報告の機会を設け、グループ全体の監査の充実、強化を図る。
 - 子会社は、当会社関係部門と連携をし、自社の規模、事業の性質、機関の設計その他会社の個性及び特質を踏まえ、自立的に内部統制システムを整備することを基本とする。
- 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役を補助する監査役会事務局の職務については、当会社のコンプライアンス業務を所管する総務部総務課の所属員が兼務で行う。また、監査役が職務を補助すべき使用人に関し要請のあるときは、その都度代表取締役との間で意見交換を行う。
- 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
代表取締役は、監査役を補助する監査役会事務局の職務を兼務している総務部総務課所属員の人事異動・評価・懲戒等に関しては、監査役との間で意見交換を行う。
- 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - 全役職員は、監査役に対して、定款及び法令に違反する事実、当会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、当該事実を直ちに報告する。なお、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止する規定を設ける。
 - 全役職員は、監査役から担当する業務の執行状況について報告を求められたときには、速やかに報告する。
- その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - 監査役は、必要の都度代表取締役と会合を持ち、監査上の重要課題等について意見交換を行う。
 - 監査役は、内部監査室の実施する内部監査に係る年次計画について事前の説明を受け、意見を述べるができることに加え、内部監査の実施状況について定期的に報告を受けるものとする。
 - 監査役は、監査法人の取締役からの独立性の確保に留意するとともに、定期的に会合を持ち意見及び情報交換を行い、連携を強化する。
 - 監査役を補助する費用等を支弁するため、毎年、一定の予算を設ける。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

<反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方>

市民社会の一員として、反社会的勢力に対して組織全体として毅然たる態度で対応し、反社会的勢力とは取引関係その他一切関係を持たない社内体制を構築することといたします。

<反社会的勢力排除に向けた整備状況>

当社は、新規取引開始時に新規取引先の情報を収集、調査し、反社会的勢力あるいは反社会的勢力との関係に疑義があると判明した場合は、

取引しないものとしております。取引関係にある取引先が反社会的勢力であることが判明した場合に、関係遮断を可能とする取り決めに各取引先との間で進めております。また、反社会的勢力による不当要求に備えて、警察、弁護士等の外部専門機関との連携を強化しております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

